

令和4年度 渡嘉敷村観光PR事業委託業務 企画提案仕様書

1. 本仕様書は、一般社団渡嘉敷村観光協会（以下「甲」という）が委託する令和4年度渡嘉敷村観光PR事業委託業務（以下「本業務」という）に適用し、受託者（以下「乙」という）が行う本業務に関して、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的

コロナ禍において激減した観光需要の回復を目指し、観光客誘致を促進するPR活動を企画します。

動画を作成しSNSを利用した情報発信をして、それらと連動したフォトコンテストを企画します。

また渡嘉敷村の情報がインターネット上に集結する渡嘉敷島ポータルサイトを作り、観光客へリアルタイムな情報を提供します。

3. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和4年度渡嘉敷村観光PR事業委託業務

(2) 契約期間

契約日の翌日から 令和5年2月28日までの間に定める

(3) 履行場所

一般社団法人 渡嘉敷村観光協会

(4) 業務内容

本仕様書が規定する企画提案内容は以下のとおりとする。

1、観光プロモーション動画制作

業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、動画の制作に係る全ての業務。

2、フォトコンテスト企画、運営

フォトコンテストイベント企画、運営を行うものとする

3、渡嘉敷島の情報を集結するポータルサイト作成

SNSに上がる情報から渡嘉敷島の情報を連動して表示できるようなWebサイトを構築する

A 企画・構成

提案内容を基に、本協会と協議を行い、内容を決定する。

決定した内容を基に、動画の構成、フォトコンテストイベント企画を作成する。

B 撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 肖像権や著作権について必要な手続き
- ③ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
- ④ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

C 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、本協会による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。

(4) 制作内容及び再生時間

再生時間は以下の通りとする。

- ①本編（5分から10分程度）
- ②簡略版（1分程度）

(5)再委託などの制限

- ・乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に協議して、甲の承認を得た場合は、その限りではない。

- ・成果物の著作権等

本業務における成果物は、第三者の肖像権・所有権、著作権等を侵害していないことを保証し、第三者から成果品に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は乙が負うものとする。

本業務の実施に当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、音楽等）の活用も可とする。その場合の、権利保有者との交渉、契約関係、スケジュール調整等、その他付随する業務全般を乙が実施すること。

本業務により生じた著作権等の権利は、原則として甲に帰属する。また、甲は加工及び二次利用できるものとする。

- ・完了報告書の作成

本業務終了後、速やかに以下を取りまとめた完了報告書を作成し、提出すること。

- ・完了報告書

〈内容〉

業務概要

業務総括（成果（数値等）、課題等）

業務体制（スタッフ氏名含む）

決算書

その他、協会が必要と認めた内容

4、成果物

下記の成果物を本協会が指定する場所に納品すること。詳細は本協会と十分に協議し、決定するものとするが、納品の目安は令和4年10月中旬とする。

(1) DVD 動画用 1枚

(2) USB（全データ） 1本

※DVD 及び USB は一般的な家庭用プレーヤーで再生でき、パーソナルコンピュータで複製が可能な形式とすること。

5. 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 納品された成果物（動画）、委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）はすべて本協会に譲渡するものとする。
- (2) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた仕様の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について撮影前に発注者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。
- (4) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (5) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本協会は責任を負わないものとする。
- (6) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、本協会が保有するものとする。
- (7) 受託者自ら作成・制作した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格を行使しないものとする。

6. 注意事項

提案内容については、以下の点に留意すること。

- ・ 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施することを保証するものではない。
- ・ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ・ 本仕様書に記載の業務内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- ・ 業務を実施するにあたり、委託業務全体を統括し必要に応じて一般社団渡嘉敷村観光協会と速やかに連携を行うなど事業を円滑に履行することが出来るよう、担当者1名以上配置すること。

6. その他

本仕様書に規定のない事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定する。